

# 一般社団法人大和綾瀬薬剤師会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人大和綾瀬薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県大和市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、地域住民に対する公衆衛生の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (2) 公衆衛生の普及及び指導に関する事業
- (3) 薬事衛生の普及及び啓発に関する事業
- (4) 地域医療への貢献並びに医療安全の確保に関する事業
- (5) 災害時等の医療品の確保、供給に関する事業
- (6) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県大和市及び綾瀬市において行うものとする。

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の社員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入社した大和市及び綾瀬市に居住し、又は勤務する薬剤師
- (2) 在任、在勤していないが、本会の目的に賛同する薬剤師
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同して入社した大和市及び綾瀬市に居住し、又は勤務する薬事関係者

(社員の資格の取得)

第 6 条 本会の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(社員の義務)

第 7 条 社員は薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

- 2 社員は、この定款に定める事項及び第 4 章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。
- 3 社員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費及び負担金等(以下「会費等」という。)を本会に支払う義務を負う。
- 4 会費等の額及び支払方法は、総会において定める会費規程による。

(経費の負担)

第 8 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 9 条 社員は、理事会において別に定める退社届けを提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 10 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払い義務を怠り、催告を受けた後 6 箇月以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

## 第 4 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 3 月、6 月にそれぞれ 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 社員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長のほか、出席社員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上20名以内
- (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事、4名以内を副代表理事とする。
- 3 代表理事及び副代表理事をもって法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事をもって会長とする。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第27条 顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、会員外の学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
- 4 顧問に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事の選定及び解職
- (4) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 入会の承認

#### (招集)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各副代表理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第 31 条 本会に正副会長会を置く。

- 2 正副会長会は代表理事、副代表理事をもって構成する。
- 3 正副会長会は、次の職務を行う。
  - (1) 理事記に付議及び報告すべき事項の検討
  - (2) 理事会が正副会長会に委任した事項の検討
  - (3) 代表理事より付議された事項の検討
- 4 正副会長会は、必要に応じて代表理事が招集する。
- 5 正副会長会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 委員会

第 34 条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要があるときは理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、社員のほか、学識経験者のうちから理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 35 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 委託事業収入
- (5) 助成金
- (6) その他の収入

- 2 前項の資産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、その方法は理事会の決議を経て定める。

#### (基金)

第 36 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

#### (事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第 38 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

この定款は一般社団法人大和綾瀬薬剤師会定款の写しに相違ありません。

令和8年6月25日

神奈川県大和市西鶴間3丁目8番17号「大和市学校薬剤師検査室」  
一般社団法人大和綾瀬薬剤師会  
代表理事 渡邊 幸一